

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、千葉市内に地震・風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、千葉市（以下「甲」という。）と生活協同組合ちばコープ（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が千葉市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、市民局長が行うものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は被害の状況に応じ供給するが、主なものは、別表1のとおりとする。

2 乙は、甲の要請によりその他応急生活物資等の供給も行うものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第8条 第4条及び第7条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間での連携を強化し、災害時における生協間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集・提供)

第10条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第11条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(ボランティア活動への支援)

第12条 乙は、災害時に乙の組合員が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第13条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第14条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(雑則)

第16条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

第17条 この協定は、平成7年2月22日から適用する。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成7年2月22日

(別表1) 災害時応急生活物資

段階 想定	第1段階 ライフラインストップ	第2段階 電気復旧	第3段階 水道復旧
期間	災害当日～3日	4日～6日	7日～
品目	※水・飲料	水・飲料	米
	※菓子パン	調理パン・弁当	食パン
	※牛乳（L L）	牛乳（L L）	めん類
	※果物（バナナ）	切り餅	バター・ジャム
	※レトルト食品（ごはん）	レトルト食品（ごはん）	肉・魚
	缶詰（イージオープン）	缶詰（イージオープン）	野菜
	電池	インスタントラーメン	果物
	懐中電灯	粉ミルク	レトルト食品（おかず類）
	バケツ	ほ乳びん	インスタントラーメン
	軍手	紙おむつ	緑茶・コーヒー・紅茶
	ガムテープ	なべ	トイレットペーパー
	濡れティッシュ	濡れティッシュ	洗濯・洗面用具
	トイレットペーパー	生理用品	なべ
	粉ミルク	下着・靴下	裁縫キット
	ほ乳びん	タオル	下着・靴下
	紙おむつ	刃物	文房具
	卓上ガスコンロ	紙コップ・紙皿	シューズ
	なべ	トイレットペーパー	布団
	梅干し	梅干し	マスク
	みそ	みそ	梅干し
	しょう油	しょう油	みそ
	塩	塩	しょう油
			塩
夏	蚊取り線香		
冬	使い捨てカイロ 毛布		

(1) 応急生活物資はおおむね上記の段階、期間ごとの品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。

(2) 品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

※=災害直後、最優先に調達すべき品目